

上下水道局 管理部

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 上下水道局 管理部
総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 上下水道局 会議室
 - 監査期間 令和3年7月9日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

上下水道局管理部各所属の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

（管理部）

【総務課】

上下水道局	(1) 例規の制定及び改廃並びに告示に関する事。
職員2人	(2) 公印の管守に関する事。
	(3) 文書管理の総括に関する事。
管理部	(4) 職員の人事管理及び給与事務に関する事。
職員1人	(5) 職員の福利厚生及び労働安全衛生に関する事。
	(6) 会計年度任用職員に関する事。
総務課	(7) 労働組合に関する事。
職員1人	(8) 夜間休日受付に関する事。
	(9) 広報広聴に関する事。
総務係	(10) 組織機構に関する事。
職員6人	(11) 職員研修に関する事。
再任用1人	(12) 情報公開及び個人情報保護制度の運用に関する事。
会計年度任用5人	(13) 災害対策の総括に関する事。

	(14) 局内の事務の連絡調整に関する事。
	(15) 局、部及び課の庶務に関する事。
	(16) 局の他の部課の主管に属しない事項に関する事。
管財係 職員 5 人 会計年度任用 2 人	(1) 事業用財産等の取得、管理及び処分にに関する事。
	(2) 事業用財産等の使用許可等に関する事。
	(3) 法定外公共物(水路に限る。)の使用許可等に関する事。
	(4) 不動産登記事務に関する事。
	(5) 庁舎及び附属施設の管理に関する事。
契約係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 物品の売買又は賃借、請負その他の契約に関する事。
	(2) 自動車の管理の総括に関する事。
	(3) 貯蔵品の受払いに関する事。

(職員 19 人、再任用 1 人、会計年度任用 8 人)

【経営企画課】

経営企画課 職員 1 人	(1) 経営計画及び企画に関する事。
	(2) 統計及び調査に関する事。
	(3) 計画決定及び認可申請に関する事。
企画計画係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(4) 都市下水路の指定に関する事。
	(5) 開発行為に係る指導に関する事。
	(6) 総合治水対策事業の計画に関する事。
	(7) 流域下水道事業に関する事。
	(8) 下水道事業運営委員会に関する事。
	(9) 水道水源保護施策に関する事。
	(10) 局内の事業の連絡調整に関する事。
	(11) 課の庶務に関する事。
水道財政係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 水道事業に係る(以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。)財政計画及び資金計画に関する事。
	(2) 予算の調整及び決算に関する事。
	(3) 出納(収納)取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関する事。
	(4) 水道料金の改定に関する事。
	(5) 企業債及び一時借入金に関する事。
	(6) 支出命令の審査に関する事。
	(7) 固定資産台帳に関する事。
	(8) 業務状況及び事業統計に関する事。
	(9) 企業会計システムの運用管理に関する事。
	(10) その他財務に関する事。

下水財政係 職員 7 人 会計年度任用 1 人	(1) 下水道事業に係る(以下、(2)、(3)、(5)～(10)において同じ。)財政計画及び資金計画に関すること。
	(2) 予算の調整及び決算に関すること。
	(3) 出納(収納)取扱金融機関並びに現金、有価証券等の出納及び保管に関すること。
	(4) 下水道使用料及び受益者負担金の改定に関すること。
	(5) 企業債及び一時借入金に関すること。
	(6) 支出命令の審査に関すること。
	(7) 固定資産台帳に関すること。
	(8) 業務状況及び事業統計に関すること。
	(9) 企業会計システムの運用管理に関すること。
	(10) その他財務に関すること。

(職員 16 人、会計年度任用 3 人)

【お客様センター】

お客様センター 職員 1 人 料金係 職員 8 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	(1) 水道料金及び下水道使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(2) 水道料金システムの運用管理に関すること。
	(3) 業務統計に係る連絡調整に関すること。
	(4) 水道使用の開始、休止等に関すること。
	(5) 使用水量の用途及び計量の認定に関すること。
	(6) 水道使用の監視及び取締に関すること。
	(7) 量水器の点検に関すること。
	(8) 水道使用の計量に関すること。
	(9) 水道料金の滞納に係る給水停止に関すること。
	(10) 水道料金及び下水道使用料の減免に関すること。
	(11) 下水道事業受益者負担金の収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(12) コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設をいう。以下同じ。)使用料及び農業集落排水施設使用料の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(13) コミュニティ・プラント事業費分担金の収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(14) 水道事業会計その他収益の賦課、調定、収納及び還付並びに滞納及び欠損処分に関すること。
	(15) 電話交換に関すること。
	(16) 課の庶務に関すること。

給水審査係 職員 7 人 会計年度任用 2 人	(1) 指定給水装置工事事業者の指定等に関する事
	(2) 給水装置工事申請の受付、審査、監督及び検査に関する事
	(3) 給水装置工事関係図書のデータ入力及び保管に関する事
	(4) 給水装置工事の違反の取締に関する事
	(5) 貯水槽水道施設の指導に関する事
	(6) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発区域内の給水計画等に関する事
	(7) 行政区域外給水に関する事
	(8) 量水器の取替等に関する事

(職員 16 人、再任用 1 人、会計年度任用 4 人)

【生活排水課】

生活排水課 職員 3 人 浄化槽指導係 職員 3 人 再任用 1 人 会計年度任用 4 人	(1) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく浄化槽の設置等の届出に関する事
	(2) 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検及び清掃の指導等に関する事
	(3) 浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査の指導等に関する事
	(4) 浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業者の登録、指導等に関する事
	(5) 合併処理浄化槽の助成等に関する事
	(6) 合併処理浄化槽の普及促進に関する事
	(7) 浄化槽台帳に関する事
	(8) 課の庶務に関する事
水洗化普及係 職員 5 人 会計年度任用 8 人	(1) 水洗化の普及促進に関する事
	(2) 排水設備の設置及び使用開始に関する事
	(3) 除害施設の設置、指導等に関する事
	(4) 排水設備の設計及び工事施行の指導に関する事
	(5) 排水設備工事指定業者の指定等に関する事
	(6) 排水設備設置に伴う助成等に関する事
	(7) 流域下水道接続承認に関する事
	(8) 公共下水道事業等の供用開始に関する事
	(9) 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域の決定に関する事
	(10) 下水道事業受益者負担金及びコミュニティ・プラント事業費分担金の賦課及び調定に関する事
	(11) 水洗化統計に関する事

(職員 11 人、再任用 1 人、会計年度任用 12 人)

第3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 職員の技術等の継承に向けたリスク
- (5) 事業計画の推進におけるリスク
- (6) 適正な債権回収の実施におけるリスク

2. 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、契約事務、文書管理事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

（管理部）

【総務課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
	主要な所掌事務として内部統制事務を行	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	

	っているか			
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

(評点／リスク最大時評点)

【経営企画課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

【お客様センター】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

【生活排水課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

◆業務の平準化及び引継ぎができていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 経営企画課水道財政係は、育児休業取得者がいることから代替者の確保やベテラン職員の人事異動の可能性を踏まえ、業務の平準化や引継ぎができる体制を整えることが必要である。

上記対象課：【経営企画課】

- ◆係長が、在職年数・所属通算年数ともに長く、役職のない職員は在職年数・所属在籍年数ともに少ない。人材育成や業務のノウハウの継承に問題はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ ベテラン職員が経験の少ない職員と組んで現場へ出ることや窓口での対応を共に行うなどにより、市民への対応方法や業務ノウハウが、経験の少ない職員へ継承されるよう取り組んでいるが、人材育成や業務ノウハウの継承は課題である。

上記対象課：【生活排水課】

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。
- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 年間360時間を超える時間外勤務を行っている職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる職場環境をつくるため、時間外勤務の縮減をはじめ、働き方改革をさらに進める必要がある。

上記対象課：【経営企画課】 【お客様センター】 【生活排水課】

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 職員の技術等の継承に向けたリスク

- ◆上下水道局職員として必要な知識や技術を習得するための研修等へ積極的に参加しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 職員として必要な知識、今後増大する施設の更新や維持管理業務等を想定して必要となる技術・技能等の習得のため、内部研修の実施や外部研修への派遣を局全体で積極的に行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となった研修もあったが、Zoom等のリモートで参加できる研修も増えている。今後も、多くの職員が多様な研修に参加できるような取り組みが必要である。

上記対象課：【総務課】

(5) 事業計画の推進におけるリスク

- ◆水道ビジョンにおいて、管路更新の整備計画を策定しているが、大量の水道管の更新時期を迎えるため、計画どおりに進むのか。また、他の業務により、職員への負担に無理はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 他の事業も含め、設計施工一括発注方式や包括的民間委託の導入を進めることで計画を推進することなどにより、職員の負担軽減を行っている。企画計画系の業務が多岐にわたっているため、委託化することにより、経営計画及び企画、国への補助申請要望等に重点を置けるようにし、専門分野の業務に集中することで職員の育成につなげることが必要である。

上記対象課：【経営企画課】

(6) 適正な債権回収の実施におけるリスク

- ◆お客様センターでは、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金、農業集落排水施設使用料、コミュニティ・プラント使用料と複数の会計にわたる収納業務を担っているが、こうした債権回収が適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 適正な収入確保のため、納期内納付の推進を図り、口座振替納付やクレジットカード決済、コンビニエンスストア納付などの周知を行い、これらの利用率を向上させることで利便性の向上に努めている。また、滞納者に対しては段階を踏んで納付を促すとともに、悪質な滞納者に対しては、債権の種類に応じて財産の調査及び差押による滞納処分を行っている。

上記対象課：【お客様センター】

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

① 内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

上記対象課：【総務課】 【経営企画課】 【お客様センター】

意見

① 緊急修繕工事の基準について【合規性の視点】

緊急対応にて行う施設等の修繕工事については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に基づき行われている事例があるが、職員ごとにより判断の差異が生じないよう局として詳細な基準を持つことができないか検証すること。

上記対象課：【総務課】

② 借用物件の使用料金について【合規性の視点】

上下水道管の埋設等の目的で鉄道用地を借用しているが、借用に伴う使用料は賃貸借契約を交わす当初に交渉されている。使用料の基準について整理できないか研究すること。

上記対象課：【総務課】

③ 泗水の里のPRについて【有効性の視点】

泗水の里は「四日市の水がおいしいこと」をPRすることが目的で製造・販売しているのであれば、多くの市民が手に取って見てもらうことや利用していただくことが重要である。販路拡大のためにも販売の促進につながるバーコードを入れるなど、販売する側の視点から検証すること。

上記対象課：【総務課】

④ HP（ホームページ）の更新について【有効性の視点】

HPは、局の広報広聴につながる手段であるが、提供者側と利用者側では温度差があり、HPにて情報提供しても市民は関心がなく見ていないことも想定できる。市民がどの程度HPを利用しているか実態を把握し、必要に応じてHPの更新頻度を増やすことやスマートホンなどでも利用しやすいアプリの導入を検証するなど、市民が求める情報発信を検討すること。

上記対象課：【総務課】

⑤ 水道料金・下水道使用料の滞納繰越について【合規性の視点】

水道料金・下水道使用料の収納率は、一般会計における市税の収納率と比べると低い。徴収に向けた現在の取り組みをステップアップさせて、収納率の向上を図ること。

上記対象課：【お客様センター】

⑥ 委託者としての管理・監督について【有効性の視点】

水道料金の収納、水道（既設）の使用・休止、水道メーターの検針などの業務はプロポーザル契約により委託していたが、令和3年度より一般競争入札で新たな事業者が変わっている。前事業者で働いていた検針員や一部の社員は継続して働いているが、多くの社員は新事業者の社員に変わっていることから、委託先の社員のES（従業員満足度）が確保されているか委託者として目配りをする事。

上記対象課：【お客様センター】

⑦ 給水停止措置の対応について【有効性の視点】

水道料金や下水道使用料などの滞納者で納付の意思が希薄なものに対しては給水停止措置にて収入確保を図っているが、水は人の命につながるライフラインでもある。コロナ禍における生活困窮者は増加しており、支払うことができない環境の人もいるので、給水停止措置は状況に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

上記対象課：【お客様センター】

⑧ 徴収事務に伴う対応について【有効性の視点】

ア 滞納者の訪宅に際しては、職員の安全対策を十分図ること。

上記対象課：【お客様センター】

イ 原則、現場で現金を取り扱わないが、やむを得ず取り扱う場合は間違いが起こらないよう複数体制を取るなど、管理者は適切なマネジメントを図ること。

上記対象課：【お客様センター】

⑨ 水洗化率の向上について【有効性の視点】

下水道整備区域における下水道未接続家屋の下水道への接続については、生活排水課職員が粘り強く訪問等を行い、周知を図っているが、水洗化率（下水道に接続している人口／下水道に接続可能な人口）は約93%にとどまっており、全国平均よりも低い状況にある。

「四日市市公共下水道接続指導要綱」が平成30年11月に施行され、下水道未接続者に対し、特別指導→勧告→命令→告発と行政手続が規定されたが、最初の手続である特別指導を行うのに、一般家庭では最低でも下水道供用開始から6年が必要であり、まだ、手続きを行った実績はない。要綱の周知と公共下水道への切替について、訪問による啓発を行っているが、今後、適切に要綱の定める手続きを実施していくことにより、実効性をもって水洗化率向上につなげること。

上記対象課：【生活排水課】

⑩ 合併浄化槽の適正管理について【有効性の視点】

合併浄化槽は適正な管理により綺麗な水を流すことで水質の浄化促進につながる。そのための手段として法定検査の適正率は重要な指標であり、電話や訪問による指導、水質検査機関との連携により継続して適正な合併浄化槽の維持・管理、適正率の向上を図ること。

上記対象課：【生活排水課】

評価

① 時間外勤務の縮減について

総務課においては、年間の時間外勤務が360時間以上の職員が0人となり、大幅に時間外勤務の状況が改善されていることは評価できる。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベントの中止などの要因もあるが、引き続き時間外勤務の縮減に向けて取り組むこと。

上記対象課：【総務課】

② 公用車の一元管理について

上下水道局が所有する公用車について、一元管理が可能な車両をアウトロックの予定表を活用した一元管理に改善していた。そのことにより、車両を効率的に活用できるようになり、古くなった車両2台を廃車して維持管理費の軽減を図るなど、3Eの視点に基づく取り組みを行っていることは評価できる。

上記対象課：【総務課】

上下水道局 技術部

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 上下水道局 技術部
 - 施設課 水道建設課 水道維持課 下水建設課
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 上下水道局 会議室
 - 監査期間 令和3年7月9日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

上下水道局技術部各所属の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

（技術部）

【施設課】

技術部 職員1人	(1) 水道施設の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。 (2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。 (3) 水源管理センター及び水質管理室の作業計画等に係る連絡調整に関すること。 (4) 水源施設の統計に関すること。 (5) 部及び課の庶務に関すること。
施設課 職員1人	
水道施設係	
職員8人	
再任用1人	
会計年度任用1人	

下水施設係 職員 9 人 会計年度任用 3 人	(1) 浄化センター及びポンプ場の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。
	(2) コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の修繕、建設改良及び新設に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 浄化センター及びポンプ場の作業計画に関すること。
	(5) 浄化センター及びポンプ場の運転管理及び維持修繕に関すること。
水質管理室 職員 3 人 会計年度任用 2 人	(1) 給水栓及び水道施設の水質検査及び水質管理に関すること。
	(2) 水質検査データの管理に関すること。
	(3) 水質検査用薬品の管理及び保管に関すること。
	(4) 水道水質の検査依頼に関すること。
	(5) その他水質検査に関すること。
水源管理センター 職員 10 人 再任用 2 人 会計年度任用 1 人	(1) 水源施設の運転、維持管理並びに修繕工事の設計・施行監督等に関すること。
	(2) 薬品・油脂の管理及び保管に関すること。
日永浄化センター 職員 10 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	(1) 日永浄化センターの施設（以下「浄化センター施設」という。）における作業計画に関すること。
	(2) 汚水処理作業及び維持修繕に関すること。
	(3) 水質に関すること。
	(4) 浄化センター施設の管理運営に関すること。
	(5) 浄化センター施設の維持管理並びに修繕工事の設計及び施行に関すること。
	(6) 浄化センター施設の電気機械設備及び器具の管理に関すること。
	(7) 主管施設の新設及び改良に係る電気機械設備の工事の設計及び施行に関すること。
	(8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(9) 汚水ポンプ場の作業計画、管理運営その他ポンプ場の維持管理に関すること。

(職員 42 人、再任用 4 人、会計年度任用 9 人)

【水道建設課】

水道建設課 職員 2 人	(1) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
水道建設係 職員 7 人	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
再任用 1 人	(3) 工事積算基準に関すること。
会計年度任用 3 人	(4) 都市計画法に基づく開発区域内の配水計画に関すること。
管路安全係	(5) 課の庶務に関すること。
職員 8 人 会計年度任用 1 人	(1) 管路等の整備計画及び立案に関すること。
	(2) 水道施設の建設改良及び新設に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 鉛給水管解消事業に関すること。

(職員 17 人、再任用 1 人、会計年度任用 4 人)

【水道維持課】

水道維持課 職員 2 人	(1) 配水細管に係る建設改良更新工事の設計及び施行に関すること。
管理保全係 職員 11 人 会計年度任用 1 人	(2) 修繕工事及び維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること。
	(3) 受託工事及び関連配水細管改良工事の設計及び施行に関すること。
	(4) 道路等関連工事による移設工事の設計及び施行に関すること。
	(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(6) 配水管の洗管作業計画に関すること。
	(7) 各種竣工図面の整理及び管理に関すること。
	(8) 水道工事用資材及び関連工法の調査研究に関すること。
	(9) 消火栓に係る会計負担金に関すること。
	維持補修係
職員 22 人 会計年度任用 4 人	(2) 漏水防止の調査及び計画に関すること。
	(3) 修繕の受付に関すること。
	(4) 道路等関連工事による給水管等の移設工事に関すること。
	(5) 水道管の現場立会いに関すること。
	(6) 管末残留塩素及び水圧の測定に関すること。
	(7) 直営工事に係る資機材の管理に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。

(職員 35 人、会計年度任用 5 人)

【下水建設課】

下水建設課 職員 4 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
下水建設第 1 係 職員 7 人	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
会計年度任用 1 人	(3) 所管に属する事業の補償に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。
下水建設第 2 係 職員 7 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
会計年度任用 1 人	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(3) 所管に属する事業の補償に関すること。
下水建設第 3 係 職員 7 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の建設改良に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
	(2) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(3) 所管に属する事業の補償に関すること。
工務係 職員 8 人	(1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の修繕に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
会計年度任用 6 人	(2) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の維持管理に関すること。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の台帳の整備保管に関すること。
	(5) 所管に係る資材の管理に関すること。

(職員 33 人、会計年度任用 8 人)

第 3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 水道施設・管路の老朽化のリスク

2. 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

(技術部)

【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	

契約事務	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

【水道建設課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

【水道維持課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

【下水建設課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	

契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

（２）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

◆水質管理室職員は全員事務職であるが、水質検査業務には専門的な知識が必要ではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 近年の職員採用において専門職の採用がないが、化学系の知識を習得した職員が配置されている。また、水質の分析機器を使用するために必要な研修等を適宜受講していることから現在のところ業務に支障はきたしていない。

定期的に機器を更新しているが、使用するために必要な研修等に参加し、習得したノウハウ、技術を職員全員で共有する必要がある。

上記対象課：【施設課】

- ◆職員の業務量が多大であったことから、これまで外部委託化を進めてきた。維持管理業務に携わることが減少し、維持管理業務の把握及び委託業者への指導能力の低下が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 維持管理技術の向上のため、外部研修を受講するとともに、ベテラン職員からの指導を受けることにより知識を身に付けるなど、技術の継承を進めている。

上記対象課：【施設課】

- ◆ベテラン職員が減少しているが、人材の確保や技術の継承に取り組んでいるか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 水道施設の更新需要が増大することが見込まれるが、水道事業に携わってきたベテラン職員は退職により減少することが想定される。水道建設課においては、人事課と連携して職員の長期配置、経験者を再任用や会計年度任用職員として配置することで、ベテラン職員からの技術の継承に取り組むとともに、令和2年度は、外部委託にて、研修等の技術支援を委託し、水道スキルの向上に努めている。

上記対象課：【水道建設課】

- ◆維持補修係の労務職については、近年採用を行っていることもあり、職員間で在職年数の差が大きくなっている状況にあるが、技能継承などを含めて業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 業務にあたっては、ベテラン職員を主担当、経験の少ない職員を副担当とした体制をとっており、現場でのOJTを通じて技能継承を図っている。また、上下水道局内にある倉庫において、実際に作業などを行う形の研修も行っている。

今後もベテラン職員の退職に伴ってさらに採用が行われる可能性があることから、研修等を含めた計画的な職員育成を図ることが必要である。

上記対象課：【水道維持課】

- ◆係長・主幹が、在職年数・所属通算年数ともに長く、役職のない職員は在職年数・所属在籍年数ともに少ない。人材育成や業務上の技能継承に問題はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 経験の少ない職員に対し、必要な研修機会を設け人材育成を図ることや、現場でのOJTを通じて技能継承に努めているが、引き続き人材育成や技能継承に取り組む必要がある。

上記対象課：【下水建設課】

意見

水道事業において、技術継承は最重要な課題のひとつであり、可能な限り研修の時間を割き、スキルアップができるような環境を確保して、職員の養成を行うこと。

上記対象課：【水道建設課】【水道維持課】

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 年間360時間を超える時間外勤務を行っている職員が見受けられた。

職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる職場環境をつくるため、時間外勤務の縮減をはじめとした働き方改革をさらに進める必要がある。

上記対象課：【全課】

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

上記対象課：【全課】

(4) 水道施設・管路の老朽化のリスク

- ◆水道施設・管路の老朽化について、将来ビジョンを描いた対応が進められているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 局としては、「四日市市水道ビジョン2019（水道事業基本計画）」（計画期間：平成31（2019）年度から平成40（2028）年度）に基づき、「第3期水道施設整備計画」、「中期財政計画（経営戦略）」を策定し、実施している。

水道施設については、これまでも老朽化した施設の更新を進めてきているが、今後は人口の減少などに伴い水需要の増加が見込めないことが想定できる。施設の整備は、適正な施設規模となるよう縮小などの見直しを図りながら更新を進めていく必要がある。

上記対象課：【施設課】

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 管路については、昭和44年以前に布設された導水管・送水管・口径75mm以上の配水管を対象に、令和10年度までに更新する計画で事業を進めており、更新の際は、口径の縮小等を検討しながら実施している。

上記対象課：【水道建設課】

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 随意契約について【合規性の視点】

他市において、随意契約が可能となるよう故意に工事を分割し、発注していたことから職員が処分されている。故意な分割発注が行われることのないよう、自覚を持って業務を行うとともに、しっかりとチェックを行うこと。

上記対象課：【全課】

② 委託料及び工事請負費について【有効性の視点】

小規模委託業務及び原課契約工事の発注において、上限に近い契約金額が複数見受けられた。積算から発注方法、契約締結までを毎回精査し、契約手続きの適正性に疑念を持たれることのないような契約手続きを行うこと。

上記対象課：【施設課】

③ 漏水処理の適切な執行について【経済性・有効性の視点】

漏水への対応については、従来からの調査方式を変更したり、漏水を探知する新たな技術を試行導入したりするなど、早期発見や修繕に努めているが、漏水率はなかなか改善しない状況にある。

今後も、引き続き漏水原因の分析やICTなどの新たな技術の研究を積極的に行い、漏水率の低下に努めること。

上記対象課：【水道維持課】

④ 漏水発見時の通報について【効率性の視点】

郵便局の配達員が漏水を発見した際には、通報をするという協定を結んでいるとのことである。市民からも早い段階から通報いただけるように、広報等を活用し、わかりやすく水漏れについての注意や情報の周知に努めること。

上記対象課：【水道維持課】

⑤ 上水道施設情報管理システムモバイル版セットアップ業務委託について

【効率性の視点】

従来は、漏水の連絡があれば、上下水道局内のシステムや紙資料で現場の状況を確認したうえで対応に向かっていたが、モバイル端末を導入したことで車中や現地での確認が可能となり、初期対応が早くなったということである。このことにより職員の業務の負担の軽減や時間外勤務にどのようなつながっているかを分析し、成果が見えるように整理すること。

上記対象課：【水道維持課】

⑥ 下水道普及の促進について【効率性の視点】

国は、地方公共団体に対し令和8年度末までに下水道事業の概成を示しており、本市では令和7年度末までに市街化区域内の概成を目標としている。

その実現のため、令和2年度に建設会社と設計コンサルタント会社の共同企業体に対し設計施工一括方式（試行）による発注を行った。この設計施工一括方式による発注は、通常工事発注では、設計成果が業者より納品されてから工事発注に至る過程で担当職員による積算作業にかかる日数が必要となるが、一括方式による発注の場合、並行しての作業とすることができるため、相当日数の短縮が図られるなどのメリットがある。

国から多様な入札契約方式が求められるなか、全国的にも実績が少ない当発注方式を採用し、業務の効率化を図っていることは評価できる。引き続き令和3年度も試行していくが、他部局へも当発注方式の情報を発信、共有していく必要がある。

上記対象課：【下水建設課】

⑦ 四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託に係るアドバイザー（発注支援）業務委託について【有効性の視点】

この業務委託の及ぼす影響は非常に重要であると思われるため、その成果についても職員で共有すること。

上記対象課：【下水建設課】

⑧ 工事請負費について【効率性の視点】

工事請負費の変更契約が多く生じている。道路の掘削等により初めて現場の状況がわかり、想定していた材料等の変更が多いということであるが、できる限り変更契約がないよう積算の精度を上げること。

上記対象課：【水道維持課】【水道建設課】【下水建設課】

評 価

リスク発現の回避のための対応や将来を見据えた取り組みについて

リスク発現の回避のための対応策として、発注時のチェックリストを作成して活用していた。若手職員はチェックリストを活用することで業務全体を把握でき、リスクを想定した業務の進捗を行うことで職員の成長にもつながるので、取り組みとして評価できる。

また、令和2年度から下水道部門で試行している設計施工一括発注方式について、水道部門においても水道建設課・水道維持課・総務課・経営企画課の4課でプロジェクトを立ち上げ取り組んでいる。このプロジェクトは、受注者である建設会社に設計業務も工事と併せて担わせ、発注する局の業務軽減・効率化を目的として、令和3年度から試行を予定しており取り組みとして評価できる。